

# 日本茶を安心して楽しむために

**Point!** お茶を安心して楽しむために、法制度や表示基準を理解しましょう

すべての食品はJAS法に基づき、表示が義務付けられています。茶などの加工食品は、「加工食品品質表示基準」に基づいて、表示が義務付けられています。

公益社団法人日本茶業中央会では、適切な表示を推進するため、「緑茶の表示基準」を自主的に制定しています。

👉【Check!】 JAS法と食品表示

表示例

①名称	煎茶
②原材料名	緑茶
③原料原産地名	国産又は〇〇県(産)
④内容量	100g
⑤賞味期限	平成25年11月
⑥保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑦製造者	〇〇製茶(株) 〇〇県〇〇市〇〇町

## ①名称

一般的に呼ばれている茶の名称(または商品名)が記載されています

## ②原材料名

茶、または緑茶と記載され、名称と同じ言葉を使わないこととしています

## ③原料原産地名

国産、または輸入の場合は外国名が表示されています

👉【Check!】 原産地名表記

## ④内容量

グラム(g)またはキログラム(kg)で記載されています

## ⑤賞味期限

品質が保持されている期間が表示されています

👉【Check!】 賞味期限

## ⑥保存方法

開封前の適正な茶の保存方法が記載されています

## ⑦製造者

最終的に表示の責任を持つ者で、販売者、輸入者の場合もあります

## 👉【Check!】

### JAS法と食品表示

JAS法とは、正式には「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」といいます。大きく分けて、「JAS規格制度」と「品質表示基準制度」と2つの制度から成り立っています。

### JAS規格制度

JAS規格の格付け検査に合格した製品に【JASマーク】をつけることを認め、製品の規格化・流通の促進などを図る制度。表示は任意です。

### 品質表示基準制度

消費者が商品を購入するときに役立つよう、飲食品に品質に関わる表示を義務づけるものです。酒類・医薬品・医薬部外品・化粧品は対象外になっています。

## 👉【Check!】

### 原産地名表記

JAS法に基づく基準では、「国産」または「外国産」の表示が必要です。

「緑茶の表示基準」では、国産で、その産地の原料使用割合が100%のものについて、その産地名を原産地として表記できると定めています。

「〇〇茶」と書いてあれば、100%〇〇産のお茶です。

50%以上100%未満の場合は、ブレンドであることが分かるように「〇〇茶〇%以上ブレンド」などのように、表記されます。

## 👉【Check!】

### 賞味期限

お茶は、良く乾燥された食品です。

通常、消費者が飲用する茶は水分が3%程度です。したがって、保管が適正であれば、賞味期限を過ぎても十分おいしく飲用できます。

